

# エレベーター内及び駐車場等に設置された監視装置による 記録画像の管理、再生に関する細則

## (目 的)

第1条 本細則は、サザンヒル八事におけるエレベーター内及び駐車場等に設置された監視装置による記録画像の管理、再生、及びプライバシー保護を目的として制定するものである。

## (記録画像の管理)

第2条 記録画像管理は、外部業者との当該装置の貸与・点検契約に基づき、サザンヒル八事分譲住宅管理組合理事会が行う。

## (画像の再生、閲覧)

第3条 何人もサザンヒル八事分譲住宅管理組合理事会の許可なく、画像の再生、閲覧をしてはならない。

二 記録画像の確認、再生、閲覧は、事件・事故が発生した場合、もしくはその発生が疑われる場合のみとし、必要に応じ警察等捜査当局の立会いの上、これを行う。

三 前項による記録画像の再生、閲覧をする場合においては、理事長等の理事会理事（当該事件の当事者又は当事者であると予想される者を除く）及び管理人のうち複数人が立ち会わなければならない。この場合において、事件の当事者、外部専門技術者等、理事会の許可を得た第三者の同席も許される。

四 前項は点検・修理等を目的とした場合には適用されない。

五 以下の場合には、記録画像を記録した媒体を警察等第三者に提供することがある。

- 1 事件の解決のためやむを得ないと判断される場合で、その旨の理事会決議がある場合
- 2 警察、裁判所等の公的機関から法令に基づく適法な要求があった場合

## (機密の保持)

第4条 何人も記録画像の確認・再生作業において知りえた情報を関係者以外の第三者に漏洩してはならない。点検・修理目的の確認・再生の場合も同様とする。

## (附則)

第5条 この細則は平成17年5月22日から施行する。